

## 指定管理者の選定結果

- 1 施設の名称 静岡市清水社会福祉会館
- 2 指定管理者の名称 社会福祉法人静岡市社会福祉協議会
- 3 指定期間 平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

### 4 選定の経緯

#### (1) 非公募

##### ア 非公募の理由

当該施設は、社会福祉の増進を目的として、市内の社会福祉団体等が広く利用され、清水区の地域福祉の拠点としてその役割を果たしている。

一方、選定した団体は、地域福祉の啓発活動等を促進し、その充実したネットワークを活用することにより、市民・福祉サービス利用者・福祉事業者及び行政との協働を促すなど、地域福祉の向上に大きく寄与している。

また、この団体は、社会福祉法第 109 条に規定する「地域福祉の推進」を目的とすると規定された唯一の団体であり、当該施設の指定管理者として他に求めることができない事業者であるため。

イ 募集期間 平成 24 年 9 月 10 日～平成 24 年 11 月 2 日

ウ 募集対象団体 社会福祉法人静岡市社会福祉協議会

#### (2) 審査方法

##### ア 審査の種類

(ア) 書類審査 平成 24 年 11 月 30 日

(イ) プレゼンテーション 平成 24 年 11 月 30 日

##### イ 審査委員会

委員長 村岡 弘康 (福祉部福祉総務課長)

委員 小長谷 雅生 (福祉部理事)

〃 秋山 政廣 (福祉部保険年金管理課長)

〃 横澤 昌宏 (清水区岡地区民生委員児童委員協議会会長)

〃 薩川 廣明 (社会福祉法人しみず社会福祉事業団評議員)

##### ウ 審査基準 (審査表)

- ・事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。
- ・事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。
- ・事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- ・管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

##### エ 決定方法 (審査方法)

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

(3) 審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

(ア) 名称：社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会

(イ) 点数：79.6点／100点満点（市が設定した最低基準点 70点）

(ウ) 指定管理料提示額：86,180,000円

イ 総 評（選定の理由等）

申請者が提案した事業計画書は、市の提示した仕様書を理解し、当該施設の設置目的に沿ったものであり、円滑な業務の実施が見込める。

申請者は、地域福祉の推進を目的とする団体であり、施設の設置目的と合致している。また、これまでに培ってきた福祉に関する幅広いノウハウを事業に活かすことができ、地域福祉の拠点として他の福祉団体やボランティア団体等とのネットワークを有しているため、福祉分野のさまざまな情報収集および市民への情報提供が可能であり、計画に示された事業を効果的・効率的に実施することが期待できる。

(4) 指定管理者選定委員会 <http://www.city.shizuoka.jp/000107601.pdf>

(5) 市議会の議決 平成 25 年 3 月 8 日

(6) 指 定 平成 25 年 3 月 11 日

(7) 公 告 平成 25 年 3 月 15 日